

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	都市整備局企画部安心居住課 (06-6208-9648) 福祉局高齢者施策部高齢施設課 (06-6241-6536)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	サービス付き高齢者向け住宅の目的外使用の承認
概要	サービス付き高齢者向け住宅は、住戸の広さ、設備やバリアフリーといった住宅としてのハード基準だけでなく、状況把握サービス・生活相談サービスといった高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供することなどにより、高齢者の方々が安心して居住できる住宅で、法に基づいて登録された住宅です。 市長の承認を得て、最大5年の間、高齢者以外の要配慮者に賃貸、又は要配慮者への援助を的確に実施することができるものに転貸することができます
根拠法令等 及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第19条の2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則 第22条～第25条 大阪市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関する要綱 第12条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000198522.html)
審査基準	登録事業者は、登録住宅の全部又は一部について入居者を国土交通省令・厚生労働省令で定める期間以上確保することができないときは、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けて、その全部又は一部を第七条第一項第四号に規定する者以外の住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第二条第一項に規定する住宅確保要配慮者をいう。以下この項において同じ。）に賃貸し、又は同法第四十四条第三項に規定する認定事業者（第三項及び第四十三条第二項において「認定事業者」という。）若しくは住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るための援助を適確に実施することができる者として国土交通省令・厚生労働省令で定める者（第三項において「適格事業者」という。）において第七条第一項第四号に規定する者以外の住宅確保要配慮者に転貸させることができる。
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を上記の提出先へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000370849.html
備考	